

記入上の注意

この施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育所・こども園入所（園）申込書は、次の点に注意して記入のうえ、宇陀市役所健康福祉部こども未来課（施設（事業者））を經由して提出する場合は、利用を申し込んだ施設）に提出してください。

なお、2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。また、上述の手帳の写しも併せてご提出下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」の欄の（電話番号）について、連絡先が複数ある場合は、連絡のつきやすい電話番号を記入してください。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 5 ①「子どもの世帯員」の欄は、申請児童本人、申請児童の保護者及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 6 ②の「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。
- 7 ②の「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、第一希望の施設（事業者）名は必ず記入してください。
- ※ ③の「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 8 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（月の就労時間が、64時間以上の場合）
- (2) 妊娠・出産（出産前後のため、児童の保育ができない場合）
- (3) 疾病・障害（児童の保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合）
- (4) 介護等（同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合）
- (5) 災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合）
- (6) 求職活動（児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む。）を行っている場合）
- (7) 就学（児童の保護者が就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む。）の場合）
- (8) 虐待・DV等のおそれがある場合
- (9) 育児休暇取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- (10) その他、上記に類すると認める場合

- 9 ③の「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、①の「子どもの世帯員」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者ごとに児童を保育できない理由を8の基準(1)から(10)までのいずれに相当するかを判断して、該当する全ての口にチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、記入してください。(1)から(9)までの場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック(☑)し、内容を()内に記入してください。

※ 具体的な状況については、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間、就労日数、通勤時間、経路、手段等を、(2)では出産（予定）日、産後の母の状況等を、(3)では傷病名、治療見込期間、障害の程度等を、(4)では介護している高齢者の介護度、病人の傷病名及び治療見込期間等を、(5)では災害の程度、復旧見込期間等を、(6)では求職活動状況等を、(7)では就学先、就学期間、就学日数等を、(8)では虐待及びDVの期間、警察への届出日等を記入してください。

- 10 ③の「家庭の状況」の欄は、該当する口にチェック(☑)してください。